

平成二十一年三月三日受領  
答弁第一四三号

内閣衆質一七一第一四三号

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第三回  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第

三回質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

先の答弁書（平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第六五号）一から三までについてでお答えしたとおり、在大韓民国日本国大使館が御指摘の教科書に関する大韓民国における報道を最初に承知したが、その他のお尋ねについては、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えすることは差し控えたい。

四について

先の答弁書（平成二十年十月十四日内閣衆質一七〇第六九号）二及び三についてでお答えしたとおり、政府部内において、竹島に関連する事務を担当する部局は、事務の具体的内容に応じて様々であり、一概にお答えすることは困難であるが、外務省において、御指摘の教科書に関する報道についての情報収集等を行っている。

六について

竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられない表記等である。

七について

お尋ねの「直近の事例三件」については、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えすることは差し控えたい。